

**改正**

平成20年7月22日規則第50号

平成28年7月7日規則第63号

令和3年3月25日規則第13号

宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則をここに公布する。

宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 個体の取扱いに関する規制（第4条—第9条）

第3章 生息地等の保護に関する規制（第10条—第17条）

第4章 雑則（第18条—第21条）

附則

**第1章 総則**

（趣旨）

**第1条** この規則は、宮崎県野生動植物の保護に関する条例（平成17年宮崎県条例第84号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定の公告）

**第2条** 条例第11条第4項の公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

（1） 指定をしようとする希少野生動植物の名称

（2） 指定をしようとする理由

（公聴会）

**第3条** 知事は、条例第11条第6項（同条第11項において準用する場合を含む。）又は条例第24条第5項の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件（以下「案件」という。）を公告するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による公告は、公聴会の開催期日の3週間前までに行うものとする。

3 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

4 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち条例第11条第5項の規定により異議がある旨の

意見書（以下「意見書」という。）を提出した者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。ただし、その者が出席していないときは、議長は、提出された意見書の朗読をもってその陳述に代えることができる。

- 5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 6 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。
- 7 公述人及び発言を許された者の発言は、案件の範囲を超えてはならない。
- 8 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があったときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 9 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。
- 10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに記名押印しなければならない。

## 第2章 個体の取扱いに関する規制

（捕獲等の禁止の適用除外）

**第4条** 条例第13条第1項第3号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（1）大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における教育又は学術研究のために捕獲等をする場合（あらかじめ、知事に届け出たもの（公立の大学（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。）にあっては知事に通知したもの）に限る。）

（2）次に掲げる行為に伴って捕獲等をする場合であること。

ア 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3若しくは第38条、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第21条第1項若しくは第2項、砂防法（明治30年法律第29号）第29条若しくは第30条、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第8条第1項、第10条第1項若しくは第2項又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第21条第1項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの

イ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

（3）個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。

- ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること。
- イ 測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第5条第1項に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。
- ウ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。
- エ 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。
- オ 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を設置し、又は管理すること。
- カ 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第7条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を設置し、又は管理すること。
- キ 道路を設置し、又は管理すること。
- ク 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
- ケ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、又は管理すること。
- コ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を設置し、又は管理すること。
- サ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。
- シ 航路標識法（昭和24年法律第99号）第1条第2項に規定する航路標識（以下単に「航路標識」という。）その他船舶の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
- ス 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の建築物その他の工作物（以下単に「工作物」という。）を新築すること。
- セ 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第5項に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。

- ソ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第141条第3項に規定する陸標を設置し、又は管理すること。
- タ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を設置し、又は管理すること。
- チ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置し、又は管理すること。
- ツ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設し、又は管理すること。
- テ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を設置すること。
- ト 保安の目的で標識を設置し、又は管理すること。
- ナ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- ニ 放送法（昭和25年法律第132号）第2条に規定する放送の業務、放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされた同法附則第2条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）第2条第2項に規定する有線放送電話業務又は電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為
- ヌ 発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第4項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為
- ネ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年法律第43号）第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為
- ノ 鉱業法（昭和25年法律第289号）第4条に規定する鉱業、採石法（昭和25年法律第291号）第10条第1項第3号に規定する採石業又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）第2条に規定

する砂利採取業を行うこと。

ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為

ヒ 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林の区域等」という。）において同法第34条第2項の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為又は同項各号に該当する場合の同項に規定する行為（同法第44条において準用する場合を含む。）

（捕獲等の目的）

**第5条** 条例第14条第1項の規則で定める目的は、教育の目的、指定希少野生動植物等の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的、指定希少野生動植物等の個体の保護のための移動又は移植の目的その他指定希少野生動植物等の保護に資すると認められる目的とする。

（捕獲等の許可の申請等）

**第6条** 条例第14条第2項の規定による許可の申請は、指定希少野生動植物等捕獲等許可申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面等を添付しなければならない。

（1） 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面

（2） 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

（3） 捕獲等しようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

3 条例第14条第5項の許可証（以下この条において単に「許可証」という。）の様式は、指定希少野生動植物等捕獲等許可証（別記様式第2号）によるものとする。

4 条例第14条第6項の規定による従事者証（以下この条において単に「従事者証」という。）の交付の申請は、指定希少野生動植物等捕獲等従事者証交付申請書（別記様式第3号）により行うものとする。

5 従事者証の様式は、指定希少野生動植物等捕獲等従事者証（別記様式第4号）によるものとする。

6 条例第14条第7項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、指定希少野生動植物等捕獲等許可証（従事者証）再交付申請書（別記様式第5号）により行うものとする。

7 許可証及び従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを知事に返納しなければならない。

らない。

8 許可証の交付を受けた者は、前項の規定により許可証を返納する場合にあっては、捕獲等に係る個体の捕獲場所ごとの数量及び処置の概要を知事に報告しなければならない。

9 条例第14条第7項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後において紛失した許可証又は従事者証を発見したときは、速やかに、当該発見した許可証又は従事者証を知事に返納しなければならない。

(個体の取扱方法)

**第7条** 条例第14条第9項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該個体を飼養栽培する場合にあっては、適当な飼養栽培施設に収容すること。
- (2) 当該個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を損傷しないよう適切に管理すること。

(特別事業の届出)

**第8条** 条例第17条第1項又は第3項の規定による届出は、特別事業届出書（別記様式第6号）により行うものとする。

(特別事業の変更等の届出)

**第9条** 条例第17条第2項の規定による変更又は廃止の届出は、それぞれ特別事業変更届出書（別記様式第7号）又は特別事業廃止届出書（別記様式第8号）により行うものとする。

### 第3章 生息地等の保護に関する規制

(特別規制地区の指定の公告)

**第10条** 条例第24条第3項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 特別規制地区の名称
- (2) 特別規制地区の指定の区域
- (3) 特別規制地区の指定の区域に係る保護の対象となる野生動植物の保護に関する指針の案
- (4) 第2号の区域及び前号の指針の案の縦覧場所

(特別規制地区内における行為の許可の申請)

**第11条** 条例第25条第2項の規定による許可の申請は、特別規制地区内行為許可申請書（別記様式第9号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面等を添付しなければならない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図  
(既着手行為の届出)

**第12条** 条例第25条第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 届出者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名）
- (2) 重要生息地の名称
- (3) 特別規制地区の名称
- (4) 行為の種類、目的及び場所
- (5) 行為地及びその付近の状況
- (6) 行為の施行方法
- (7) 関連する行為の概要
- (8) 行為の着手の日
- (9) 行為の完了の日又は予定日

2 条例第25条第5項の規定による届出は、特別規制地区内既着手行為届出書（別記様式第10号）により行うものとする。

3 前項の届出書には、前条第2項各号に掲げる図面等を添付しなければならない。  
(特別規制地区内における許可を要しない行為)

**第13条** 条例第25条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築する行為であつて次に掲げるもの
- ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。
- イ 砂防法第1条に規定する砂防設備、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- ウ 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
- エ 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条第1項若しくは第2項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域、河川法第6

条第1項に規定する河川区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域若しくは同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

オ 保安の目的で標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

カ 測量法第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。

キ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別規制地区が指定された際に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第25条第1項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第37条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ク 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

ケ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

コ 海洋水産資源開発促進法第7条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。

サ 漁港漁場整備法第6条の3第1項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第6条第1項に規定する基本方針若しくは同法第7条の2第1項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

シ 道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

ス 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。

セ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理することに伴い、当該工



- 作物を改築し、又は増築すること。
- ソ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
- タ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
- チ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。
- ツ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項の港湾施設又は同条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設を改築し、又は増築すること。
- テ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。
- ト 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
- ナ 航空法第2条第5項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
- ニ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法第141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
- ヌ 有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること。
- ネ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること（その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。)
- ノ 電柱を設置すること。
- ハ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置すること。
- ヒ 環境又は地質の調査のための測定機器を設置すること。
- フ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を改築し、又は増築すること。
- ヘ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。
- ホ 送水管を農地に埋設すること。
- マ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを設置すること。
- ミ 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台その他これらに類するものを改築し、又は増築す

ること。

ム 宅地のよう壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。

メ 農業用排水施設を改築し、又は増築すること（河川又は農業用排水路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

モ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（（イ）又は（キ）に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において（イ）又は（キ）に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。

（ア） 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもの

（イ） 当該建築物の高さを超えない高さの物干場

（ウ） 旗ざおその他これに類するもの

（エ） 門、塀、給水設備又は消火設備

（オ） 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備

（カ） 地下に設ける工作物（建築物を除く。）

（キ） 高さが5メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）

ヤ 条例第25条第1項の規定による許可を受けた行為（条例第37条第2項の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

（2） 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。

（3） 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

イ 鉱業法第5条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において鉱物の採掘のための試すいを行うこと。

ウ 露天掘でない方法により、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

エ 地質の調査のためにボーリングを行うこと。

オ 環境の調査のために、岩片若しくは石片を採取し、又は採泥を行うこと。

カ 水又は温泉をゆう出させるために試掘を行うこと（試掘坑の坑底直径が30センチメートル以下のものであつて周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。）。

キ 大学における教育又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に届け出たもの（公立の大学にあつては知事に通知したもの）に限る。）。

- (4) 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの
  - ア 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
  - イ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
  - ウ 特別規制地区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの
  - ア 建築物の存する敷地内において高さ10メートル以下の木竹を伐採すること。
  - イ 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。
  - ウ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
  - エ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
  - オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
  - カ 気象、地象、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。
  - キ 航路標識の障害となる木竹を伐採すること。
- (7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの
  - ア 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条第3項に規定する保安施設事業に係る施設、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、河川法第3条第2項に規定する河川管理施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
  - イ 漁港漁場整備法第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。
  - ウ 船舶から冷却水を排出すること。
  - エ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路（以下「下水道」という。）に汚水若しくは廃水を排出すること又は下水道から汚水若しくは廃水を排出すること。
  - オ 住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出することを除く。）。
  - カ 建築基準法第31条第2項に規定するし尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338

号) 第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。) から汚水又は廃水を排出すること。

キ 水道法第3条第8項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に設けられる排水処理設備から汚水又は廃水を排出すること。

ク 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第1号に規定する船舶又は同条第10号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。

(8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの

ア 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

イ 海岸法第3条第1項又は第2項に規定する海岸保全区域の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ウ 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

エ 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

カ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域の管理若しくは同法第4条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定を目的とする調査又は同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域の管理若しくは同法第4条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

キ 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第2条第1項に規定する遊漁船業を営むために車馬又は動力船を使用すること。

ク 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ケ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

コ 港湾法第4条の規定により設立された港湾局が海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用すること。

(9) 野生動植物の個体その他の物の捕獲等を行うことであつて次に掲げるもの

ア 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる植物を除去すること。

イ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる植物を除去すること。

ウ 航路標識の障害となる植物を除去すること。

エ 内水面における漁業権に係る水産動植物を採捕すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 保安林の区域等における森林法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為（条例第25条第1項第6号、第9号及び第12号から第14号までに掲げるものを除く。）

イ 保安林の区域等における森林法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為（条例第25条第1項第9号及び第12号から第14号までに掲げるものを除く。）又は森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第63条第1項第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為（条例第25条第1項第13号及び第14号に掲げるものを除く。）

ウ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為（条例第25条第1項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）

エ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(ア) 条例第25条第1項第7号及び第10号から第14号までに掲げるもの

(イ) 住宅又は高さが5メートルを超え、若しくは床面積の合計が100平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が100平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ウ) 用排水施設（幅員2メートル以下の水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農

道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において幅員が2メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(エ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(オ) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。

(カ) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(キ) 森林である土地の区域内において木竹を伐採すること。

オ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為（条例第25条第1項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）

カ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為（条例第25条第1項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）

キ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること（条例第25条第1項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為を除く。）。

ク 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為（建築物の新築並びに条例第25条第1項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）

ケ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

コ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為

サ 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為

シ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ス 工作物の修繕のための行為

(11) 条例第25条第1項第6号に掲げる行為であって同条第6項第3号の規定により知事が指定する方法及び限度内においてするものに附帯する行為又は前各号に掲げる行為に附帯する行為（非常災害に対する必要な応急措置としての行為の届出）

**第14条** 条例第25条第7項の規定による届出は、特別規制地区内非常災害応急措置届出書（別記様式第11号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図を添付しなけれ

ばならない。

(立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為)

**第15条** 条例第26条第4項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 第4条第3号ニ、第13条第1号エ、カ若しくはハ又は同条第10号コからスまでに掲げる行為
- (2) 森林の保護管理若しくは野生鳥獣の保護増殖を行うこと又はそのための標識を設置すること。
- (3) 地下において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- (4) 測量法第3条の規定による測量又は水路業務法第2条第1項の規定による水路測量を行うこと。
- (5) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。
- (6) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設の保安のための行為
- (7) 文化財保護法第109条第1項の規定により指定され、又は同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。）
- (8) 宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第31条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。）
- (9) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除のうち、緊急に防除を行う必要があると環境大臣が認める場合における、当該防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。
- (10) 前各号に掲げる行為に附帯する行為  
(立入制限地区内への立入りの許可の申請)

**第16条** 条例第26条第5項において準用する条例第25条第2項の規定による許可の申請は、立入制限地区内立入許可申請書（別記様式第12号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 立入りの目的を明らかにした計画書その他の書類
- (2) 立入りの位置及び巡路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした縮尺5,000分の1以上

の図面

(立入検査をする職員の証明書の様式)

**第17条** 条例第16条第2項、第20条第2項、第28条第3項及び第29条第3項の証明書の様式は、身分証明書(別記様式第13号)とする。

#### 第4章 雑則

(国等に関する協議の適用除外等)

**第18条** 条例第37条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 指定希少野生動植物等の生きている個体の捕獲等をする場合であって次に掲げるもの

ア 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究のために捕獲等をする場合(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

イ 傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をする場合(捕獲等をした後30日以内に、知事に通知したものに限る。)

ウ 次に掲げる行為に伴って捕獲等をする場合

(ア) 砂防法第2条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地において同法第1条に規定する砂防工事を行うこと。

(イ) 海岸法第3条第1項若しくは第2項に規定する海岸保全区域の管理を行い、又は同法第2条第1項に規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。

(ウ) 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事を行うこと。

(エ) 河川法第6条第1項に規定する河川区域の管理を行い、又は当該区域内において同法第8条に規定する河川工事を行うこと。

(オ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。

(カ) 森林法第41条第3項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法に基づくぼた山崩壊防止工事を行うこと。

(キ) 港湾法第2条第3項の港湾区域、同条第4項の臨港地区若しくは同法第37条第1項の港湾隣接地域の管理を行い、又は同法第2条第5項の港湾施設若しくは同条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設に関する工事を行うこと。

(ク) 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定



による重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財を調査すること。

(ケ) 第4条第3号ネに掲げる行為（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

(コ) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

エ 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴うもの

(ア) 第4条第3号アからヒまで（ネを除く。）に掲げる行為

(イ) 砂防法第2条の規定により指定された土地以外の土地において同法第1条に規定する砂防設備に関する工事を行うこと。

(ウ) 河川法第6条第1項に規定する河川区域以外の区域において同法第3条第2項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。

(エ) 火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。

(オ) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園（以下「都市公園等」という。）を設置し、又は管理すること。

(カ) 下水道を設置し、又は管理すること。

オ 警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項に規定する警察の責務として行う行為

(2) 条例第25条第1項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げるもの

ア 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって次に掲げるもの

(ア) 下水道を改築し、又は増築する場合

(イ) ダム又は湖沼水位調節施設を改築する場合

(ウ) 標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設

置する場合

イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取する場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

ウ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であって次に掲げるもの

(ア) 漁港漁場整備法第5条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(イ) 漁業取締りのために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(ウ) 港湾法第2条第3項の港湾区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(エ) 海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用する場合

(オ) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

(カ) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(キ) 自衛隊が、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

エ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために野生動植物の個体その他の物の捕獲等をする場合

オ 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

(ア) ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合（条例第25条第1項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為をする場合を除く。）

(イ) 都市公園等を設置し、又は管理する場合（条例第25条第1項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為をする場合並びに都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの（改築後又は増築後において水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築

を含む。)を除く。)

(ウ) 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定、同法第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合

(エ) 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としての行為をする場合

カ アからオまでに掲げるものに附帯する行為をする場合

(3) 条例第26条第4項第3号の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げる行為をするためのもの

ア 火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。

イ 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第6条第1項の規定による立入検査に伴い木竹を伐採し、又は損傷すること。

ウ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために農林水産物に損害を与える病虫害等（それらの卵を含む。）の捕獲等を行うこと（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。

エ 第4条第3号ネに掲げる行為

オ 第1号ウ(ク)に掲げる行為

カ 海上保安庁が、航路標識を設置し、若しくは管理すること又は水路業務を行うこと。

キ ダム又は湖沼水位調節施設を改築し、又は管理すること。

ク 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第3条第1項に規定する自衛隊の任務として行う行為

ケ 警察法第2条第1項に規定する警察の責務として行う行為

コ アからケまでに掲げる行為に附帯する行為

2 条例第37条第3項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって前項第2号ア(ア)から(ウ)までに掲げるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

ア 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条第1項若しくは第2項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域、河川法第3

条第1項に規定する河川、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域若しくは同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域を管理する場合

イ ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合

ウ 都市公園等を設置し、又は管理する場合（都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの（改築後又は増築後において水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）

エ 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定、同法第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合

オ 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としての行為をする場合

カ 前項第2号ウ（オを除く。）に掲げる場合

(3) 前2号に掲げるものに附帯する行為をする場合

(教育又は学術研究等のための捕獲等の届出)

**第19条** 第4条第1号及び第3号の規定による届出は、指定希少野生動植物等捕獲等届出書（別記様式第14号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、第6条第2項各号に掲げる図面等を添付しなければならない。

(教育又は学術研究のための鉱物の採掘等の届出)

**第20条** 第13条第3号キの規定による届出は、特別規制地区内鉱物の採掘（土石の採取）届出書（別記様式第15号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、第11条第2項各号に掲げる図面等を添付しなければならない。

(添付図面の省略)

**第21条** 条例第14条第1項、第25条第1項若しくは第26条第4項第3号の許可を受けた行為の変更に係る許可の申請又は条例第25条第5項若しくは第7項若しくは第4条第1号若しくは第3号若

しくは第13条第3号キの規定による届出をした行為の変更に係る届出にあつては、第6条第2項、第11条第2項、第12条第3項、第14条第2項、第16条第2項、第19条第2項若しくは前条第2項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない図面等（第3項において「添付図面等」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添付しなければならない。

3 第1項に該当するもののほか、条例第14条第2項若しくは第25条第2項（条例第26条第5項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請又は条例第25条第5項若しくは第7項若しくは第4条第1号若しくは第3号若しくは第13条第3号キの規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

#### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1章の規定は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成20年7月22日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成28年7月7日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和3年3月25日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第 1 号 (第 6 条関係)

指定希少野生動植物等捕獲等許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 郵便番号  
住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、  
郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名)

指定希少野生動植物等の個体の捕獲等の許可を受けたいので、宮崎県野生動植物の保護に関する条例第14条第2項の規定により、次のとおり申請します。

捕獲等をしようとする個体	種 名 (卵の場合はその旨)		
	数 量		
捕 獲 等 を す る 目 的	学術研究・繁殖・その他( )		
捕 獲 等 を す る 区 域 及 び 当 該 区 域 の 状 況			
捕 獲 等 の 方 法			
捕獲等をした個体の輸送方法 (生きている個体の場合に限る。)			
捕 獲 等 を し よ う と す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
捕獲等をした 個体を飼養栽培し ようとする場合	所 在 地		
	飼養栽培施設の 規模及び構造		
	取 扱 者	住 所	
		氏 名	
		職 業	
飼養栽培に 関する経歴			
摘 要			

注1 申請者の氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

2 次に掲げる図面等を添付すること。

(1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面

(2) 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

(3) 捕獲等しようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

3 「捕獲等をする目的」の欄は、該当するものを○で囲み、詳細を別紙に記載の上、添付すること。

（表）

指定希少野生動植物等捕獲等許可証			
			第 _____ 号 年 月 日
有効期間	年	月	日から 日まで
			宮崎県知事 _____ 印
住 所			
氏 名 (法人の名称及び代表者の氏名)			
種 名 (卵の場合はその旨)			
数 量			
目 的			
区 域			
方 法			
条 件			



(裏)

注 意

- 1 この許可証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。
- 2 この許可証は、その効力を失った日から30日以内に、これを宮崎県知事に返納しなければならない。

捕 獲 場 所	捕獲等をした数量	処 置 の 概 要

【備考】上記の各欄に掲げる事項を記入し、この許可証を返納することにより、宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則第6条第8項の規定による報告とすることができる。

様式第3号（第6条関係）

指定希少野生動植物等捕獲等従事者証交付申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 郵便番号  
 住 所  
 氏 名 ㊟  
 電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、  
 郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名）

指定希少野生動植物等捕獲等従事者証の交付を受けたいので、宮崎県野生動植物の保護に関する条例第14条第6項の規定により、次のとおり申請します。

指定希少野生動植物等捕獲等許可証	番 号	第 号
	交付年月日	年 月 日
捕獲等に従事する者の氏名及び住所		
	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
摘 要		

注 申請者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

様式第4号 (第6条関係)

指定希少野生動植物等捕獲等従事者証

第 年 月 日 号

有効期間 年 月 日から  
年 月 日まで

宮崎県知事 印

住 所	
氏 名	
指定希少野生動植物等捕獲等 許 可 証 の 番 号	
法 人 等 の 名 称	
種 名 (卵の場合はその旨)	
数 量	
目 的	
区 域	
方 法	
条 件	

- 注1 この従事者証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。  
 2 この従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを宮崎県知事に返納しなければならない。

様式第5号（第6条関係）

指定希少野生動植物等捕獲等許可証（従事者証）再交付申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 郵便番号  
住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、  
郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名）

指定希少野生動植物等捕獲等許可証（従事者証）の再交付を受けたいので、宮崎県野生動植物の保護に関する条例第14条第7項の規定により、次のとおり申請します。

紛失又は滅失した 指定希少野生動植物等捕獲等許可証 （従事者証）	番 号	第 号
	交 付 年 月 日	年 月 日
許可証（従事者証）を紛失し、又は許可証（従事者証）が滅失した事情		

注1 申請者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

2 不要の文字は、抹消すること。

特 別 事 業 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 郵便番号  
住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、  
郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名）

特別事業を行いたいのので、宮崎県野生動植物の保護に関する条例第17条第1項（第17条第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特定希少野生動植物の個体の譲渡しの業務を行うための施設	名 称				
	所 在 地				
譲渡しの業務の対象とする特定希少野生動植物の名称					
特定希少野生動植物の個体等の入手方法					
譲渡しの業務を開始しようとする（開始した）日		年 月 日			
特定希少野生動植物の個体を繁殖させる場合	繁殖施設	所 在 地			
		規模及び構造			
	繁殖に従事する者	氏 名	届出者との関係	繁殖に関する経歴	
	繁殖方法				
	繁殖計画				
繁殖させた個体の譲渡しの形態		小売り・卸売り・その他（ ）			
摘 要					

注1 届出者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

2 「繁殖させた個体の譲渡しの形態」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

特別事業変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 郵便番号  
 住 所  
 氏 名 ㊟  
 電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、  
 郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名）

宮崎県野生動植物の保護に関する条例第17条第1項の規定による届出に係る事項を変更したので、同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特別事業の届出年月日	年 月 日	
譲渡しの業務の対象とする 特定希少野生動植物の名称		
変更した事項		
変更年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		

注 届出者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

特別事業廃止届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 郵便番号  
 住 所  
 氏 名 ㊟  
 電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、  
 郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名）

宮崎県野生動植物の保護に関する条例第17条第1項の規定により届け出た特別事業を廃止したので、同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特別事業の届出年月日	年 月 日		
譲渡しの業務の対象とする 特定希少野生動植物の名称			
廃止の年月日	年 月 日		
廃止したときに現に有する 特定希少野生動植物の個体等 の数量及びその処置の方法	種 名	数 量	廃止後の処置方法
廃止の理由			

注 届出者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。



特別規制地区内行為許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、  
郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名）

特別規制地区内における行為の許可を受けたいので、宮崎県野生動植物の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり申請します。

重要生息地の名称	
特別規制地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
関連行為の概要	
影響軽減の方法	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日
備考	

- 注1 申請者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。
- 次に掲げる図面等を添付すること。
    - 行為地の位置を明らかにした縮尺1：50,000以上の地形図
    - 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000以上の概況図及び天然色写真
    - 行為の施行方法を明らかにした縮尺1：1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図
  - 「行為の種類」の欄には、宮崎県野生動植物の保護に関する条例第25条第1項各号に掲げる行為の区分により行為の種類を記入すること。
  - 「行為の目的」の欄には、当該行為の目的及びその必要性を具体的に記載すること。
  - 「行為地及びその付近の状況」の欄には、地形、植生等の状況を記載すること。なお、詳細については、添付図面に表示すること。
  - 「行為の施行方法」の欄には、例えば工作物の新築の場合には、その種類、敷地面積、規模、構造、主要材料等を記載すること。
  - 「関連行為の概要」の欄には、支障木の伐採、残土処理、工事用仮工作物の設置等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記載すること。なお、詳細については、添付図面に表示すること。
  - 「影響軽減の方法」の欄には、保護の対象となる野生動植物の個体の生息等への当該行為の影響を軽減するための方法を記載すること。なお、詳細については、添付図面に表示すること。
  - 「備考」の欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。

特別規制地区内既着手行為届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 郵便番号  
 住 所  
 氏 名 ㊟  
 電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、  
 郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名）

特別規制地区が指定された際、宮崎県野生動植物の保護に関する条例第25条第1項各号に掲げる行為に着手していたので、同条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

重要生息地の名称	
特別規制地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
関連行為の概要	
着手日	年 月 日
完了日又は完了予定日	年 月 日
備考	

- 注1 届出者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。
- 次に掲げる図面等を添付すること。
    - 行為地の位置を明らかにした縮尺1：50,000以上の地形図
    - 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000以上の概況図及び天然色写真
    - 行為の施行方法を明らかにした縮尺1：1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図
  - 「行為の種類」の欄には、宮崎県野生動植物の保護に関する条例第25条第1項各号に掲げる行為の区分により行為の種類を記入すること。
  - 「行為の目的」の欄には、当該行為の目的及びその必要性を具体的に記載すること。
  - 「行為地及びその付近の状況」の欄には、地形、植生等の状況を記載すること。なお、詳細については、添付図面に表示すること。
  - 「行為の施行方法」の欄には、例えば工作物の新築の場合には、その種類、敷地面積、規模、構造、主要材料等を記載すること。
  - 「関連行為の概要」の欄には、支障木の伐採、残土処理、工事用仮工作物の設置等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記載すること。なお、詳細については、添付図面に表示すること。
  - 「備考」の欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。

特別規制地区内非常災害応急措置届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 郵便番号  
 住 所  
 氏 名 ㊟  
 電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、  
 郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名）

特別規制地区内において非常災害のために必要な応急措置をしたので、宮崎県野生動植物の保護に関する条例第25条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

重要生息地の名称	
特別規制地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
関連行為の概要	
着手日	年 月 日
完了日	年 月 日
備考	

- 注1 届出者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。
- 2 行為地の位置を明らかにした縮尺1：50,000以上の地形図を添付すること。
  - 3 「行為の種類」の欄には、宮崎県野生動植物の保護に関する条例第25条第1項各号に掲げる行為の区分により行為の種類を記入すること。
  - 4 「行為の目的」の欄には、当該行為の目的及びその必要性を具体的に記載すること。
  - 5 「行為地及びその付近の状況」の欄には、地形、植生等の状況を記載すること。なお、詳細については、添付図面に表示すること。
  - 6 「行為の施行方法」の欄には、例えば工作物の新築の場合には、その種類、敷地面積、規模、構造、主要材料等を記載すること。
  - 7 「関連行為の概要」の欄には、支障木の伐採、残土処理、工事用仮工作物の設置等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記載すること。なお、詳細については、添付図面に表示すること。
  - 8 「備考」の欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。

様式第12号 (第16条関係)

立入制限地区内立入許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 郵便番号  
住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、  
郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

宮崎県野生動植物の保護に関する条例第26条第5項において準用する同条例第25条第2項の規定により、立入制限地区の区域内に立ち入る許可を受けたいので、次のとおり申請をします。

重要生息地の名称		
特別規制地区の名称		
立入りの場所		
立入りの目的		
立ち入る者	氏 名	住 所
立入りの方法		
期 間 (予 定)	年 月 日から	年 月 日まで

- 注1 申請者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。
- 2 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 立入りの目的を明らかにした計画書その他の書類
- (2) 立入りの位置及び巡路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした縮尺1：5,000以上の図面
- 3 「立入りの目的」の欄には、立ち入る目的及びその必要性を具体的に記載すること。

（表）

		第	号
写真	身 分 証 明 書		
	所 属 職氏名		
<p>上記の者は、宮崎県野生動植物の保護に関する条例第16条第1項、第20条第1項、第28条第2項及び第29条第1項の規定による立入検査等を行う職員であることを証明する。</p>			
交付年月日	年	月	日
使用期限	年	月	日
宮崎県知事			印

宮崎県野生動植物の保護に関する条例（抄）

（報告及び立入検査）

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物等の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物等の個体の捕獲等に係る施設に立ち入り、指定希少野生動植物等の個体、飼養栽培施設、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（報告及び立入検査）

第20条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第17条第1項の規定による届出をして特別事業を行う者に対し、その特別事業に関し報告を求め、又はその職員に、その特別事業を行うための施設に立ち入り、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（報告及び立入検査等）

第28条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特別規制地区の区域内において第25条第1項各号に掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特別規制地区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が保護の対象となる野生動植物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

（実地調査）

第29条 知事は、第23条第1項、第24条第1項又は第26条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 （略）

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) （略）

(2) 第16条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(3) 第20条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第28条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(5) 第29条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り（第23条第1項の規定による指定をするための立入りを除く。）を拒み、又は妨げた者

様式第14号 (第19条関係)



指定希少野生動植物等捕獲等届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 郵便番号  
住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、  
郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

指定希少野生動植物等の個体の捕獲等をしたので、宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則第4条第1号（第4条第3号）の規定により、次のとおり届け出ます。

捕獲等をしようとする個体	種 名 (卵の場合はその旨)		
	数 量		
捕 獲 等 を す る 目 的		大学教育 ・ 学術研究 ・ 個体の移動又は移植	
捕獲等をする区域（移動又は移植をする区域を含む。）及び当該区域の状況			
捕 獲 等 の 方 法			
捕獲等をした個体の輸送方法 (生きている個体の場合に限る。)			
捕獲等しようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで	
捕獲等をした 個体を飼養栽培 しようとする 場合	所 在 地		
	飼養栽培施設の 規模及び構造		
	取 扱 者	住 所	
		氏 名	
		職 業	
飼養栽培に 関する経歴			
摘 要			

- 注1 届出者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。
- 2 次に掲げる図面等を添付すること。
- (1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
  - (2) 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
  - (3) 捕獲等しようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面
- 3 「捕獲等をする目的」の欄は、該当するものを○で囲み、詳細を別紙に記載の上、添付すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

様式第15号（第20条関係）

特別規制地区内鉱物の採掘（土石の採取）届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、  
郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

特別規制地区内における鉱物の採掘（土石の採取）をしたいので、宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則第14条第3号キの規定により、次のとおり届け出ます。

重要生息地の名称	
特別規制地区の名称	
行為の目的	大学教育 ・ 学術研究
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
関連行為の概要	
影響軽減の方法	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日
備考	

- 注1 届出者の氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。
- 2 次に掲げる図面等を添付すること。
    - (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺1：50,000以上の地形図
    - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000以上の概況図及び天然色写真
    - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1：1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図
  - 3 「行為の目的」の欄には、該当する文字を○で囲み、当該行為の目的及びその必要性を具体的に記載すること。
  - 4 「行為地及びその付近の状況」の欄には、地形、植生等の状況を記載すること。なお、詳細については、添付図面に表示すること。
  - 5 「行為の施行方法」の欄には、鉱物（土石）の種類、採掘（採取）量、採掘（採取）設備及び土地形状の変更面積を記載すること。
  - 6 「関連行為の概要」の欄には、支障木の伐採、残土処理、工事用仮工作物の設置等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記載すること。なお、詳細については、添付図面に表示すること。
  - 7 「影響軽減の方法」の欄には、保護の対象となる野生動植物の個体の生息・生育への当該行為の影響を軽減するための方法を記載すること。なお、詳細については、添付図面に表示すること。
  - 8 「備考」の欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。
  - 9 不要の文字は、抹消すること。